

所 信

平成19年9月20日

全 国 証 券 大 会

我が国経済は、原油価格の動向や最近の米国における住宅金融問題の影響を注視する必要があるものの、引き続き好調な企業部門が牽引役となり、5年にわたる成長を続けている。これをさらに家計部門に波及させ、安定成長を持続しつつ、国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、今後の日本経済の最も重要な課題である。

こうした中、我が国の金融・資本市場に対しては、国際的なプレゼンスの低下への懸念、また、リスクマネーの供給という機能発揮の面での不十分さといった指摘があることから、「躍動感に満ちた活力ある証券市場」及び「公正で透明性が高く、信頼できる証券市場」として整備・確立することが急務となっている。

我々は、こうした認識のもと、我が国の金融・資本市場の国際的な競争力を維持し、多くの国民が安心して投資を行うことのできる世界最高水準の市場の確立を目指し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとしていくため、我が国の個人金融資産に占める投資商品の保有割合を、現在の約13%から欧米並みの約30%に引き上げるという目標を掲げ、以下に掲げるような具体的方策に、全力で取り組んで参る所存である。

関係各位におかれても、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

I. 躍動感に満ちた活力ある証券市場の基盤整備

1. 我が国証券市場の国際競争力の維持等を図るための取組

我が国証券市場の国際競争力の維持等を図るため、その具体的施策として、海外に対する日本市場のプロモート活動（日本証券サミット）の実施、「プリンシプル・ベース」による規制の促進及び「コスト・ベネフィット分析」の導入などを通じた日本版「ベター・レギュレーション」の促進、「金融・証券市場統計情報総合データベース」の構築、金融経済教育の推進等について、全力を挙げて取り組む。

2. 金融証券税制への取組

金融証券税制は、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための重要なインフラである。その流れが未だ道半ばであること及び国際競争力の確保を図る観点から、配当の二重課税の調整の恒久化を含む証券保有の促進のための税制措置（軽減税率10%）の構築に向けて、全力を挙げて取り組む。

併せて、個人が金融商品への投資を幅広く行うためには、簡素で分かりやすく、金融商

品間の中立性に配慮され、投資リスクの軽減ができる制度整備が不可欠であることから、金融所得に関する課税の一体化を促進する。

3. 多様な投資商品の提供による利便性の向上等

多様な上場商品の提供、証券投資信託や不動産投資信託等の投資商品の開発を通じて、投資家への一層の利便性の提供に努める。また、アナリスト、F P 等に対し、ファイナンシャル・ゲートキーパーとして、より一層の専門性及び自己規律の向上を求める。

発行会社に対しては、会社法及び金融商品取引法のもとで、コーポレート・ガバナンスの充実・強化、ディスクロージャーの徹底、コンプライアンス体制の一層の確立を求める。

4. 株券の電子化への対応

平成 21 年 1 月に予定されている上場株券の電子化の円滑な移行を確保するため、関係機関と連携し、証券会社等及び証券保管振替機構への預託促進のため、周知・広報活動を一層推進するとともに、システム面・実務面の整備などに万全を期す。

II. 公正で透明性が高く、信頼できる証券市場の確立

1. 投資家から高い信頼が得られるインフラの整備

「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするためには、公正で透明な証券市場を確立し、投資家の信頼の維持・向上を図ることが不可欠である。そのためには、「証券会社の市場仲介機能の充実・強化」を一層図るとともに、「証券市場における不適切行為等の早期発見及び対応」、証券市場における反社会的勢力の排除のための「不当要求情報管理機関」の設置に向けた検討、証券市場全体の B C P（事業継続体制）の整備などについて、その取組を推進する。

2. 自主規制機能の拡充・強化

規制の横断化・柔軟化を目的とする金融商品取引法のもとで、自主規制機関は、同法の趣旨を踏まえ、「利用者の視点」に立った自主規制機能の拡充・強化がより一層求められるところである。

このため、自主規制規則の不断の整備、新規会員に対する入会審査及びその後の監査の強化等、コンプライアンス態勢の充実・強化、苦情相談・あっせん制度の充実を図るとともに、各金融商品取引業協会及び金融商品取引所との間で適切な連携・調整を図る。併せて、行政と情報交換等の充実・強化を図る。

3. 証券会社等の自己規律の向上への取組

金融・資本市場への信頼性をより一層向上させるためには、市場関係者に対して法令・

自主規制規則の遵守はもとより、高い「自己規律」が求められることは言を待たない。

我々は、証券会社・登録金融機関の自己規律の確立に向け、倫理規範（倫理コード）の策定及び行動規範委員会の設置を決定したところであり、今後、適切にその運用を行う。